

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)

- 1980年10月25日にハーグ国際私法会議において採択され、1983年に発効した。
- 本年1月現在、締約国は84カ国に達し、G8諸国中、未締結であるのは日本とロシア

### 条約の適用対象

#### ●親権の侵害を伴う

例: 常居所地国で出された親権に係る裁判に違反、親権に関する本案手続きを終えていない。

#### ●子の

※ 16歳未満の子のみが対象

#### ●国境を越えた移動

※条約の適用と国籍は関係ない。国際結婚であっても国内での子の移動は対象外

### 条約の主な内容

子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組み等を定める。

※但し、子を精神的又は肉体的な危難にさらす重大な危険がある場合、子が異議を唱え、年齢・成熟度から子の意見を考慮することが適当な場合等には子の返還を拒むことができる。

(常居所地国に子が戻る)

親権の所在を決着させるための本案手続等は移動前の常居所地国で行う。

### 条約を実施するために我が国が整備する必要がある事項

#### 1 子の返還を援助する「中央当局」の任務等

例: 子の所在発見、任意の返還の促進、子に対する更なる害を防止するための暫定措置、子の安全な返還の確保

#### 2 子を返還するための命令等に関する手続等

例: 司法当局(裁判所)等における子の返還手続、子の返還・返還拒否要件

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 締約国一覧 (2011年1月現在)

### アジア

中国(香港、マカオのみ)、シンガポール、スリランカ、タイ

### 北米

カナダ、米国

### 中南米

アルゼンチン、バハマ、ベリーズ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、  
ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、  
メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、  
セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

### 欧州

アルバニア、アルメニア、オーストリア、ベルラーシ、ベルギー、  
ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、  
デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、  
ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、  
ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、  
ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、  
スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルクメニスタン、  
ウクライナ、英国、ウズベキスタン

### 大洋州

オーストラリア、フィジー、ニュージーランド

### 中東

イスラエル、トルコ

### アフリカ

ブルキナファソ、ガボン、モーリシャス、モロッコ、セイシェル、南アフリカ、  
ジンバブエ

(計84カ国)

# 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）

## ＜条約実施に関する法律案作成の際の了解事項＞

平成 23 年 5 月 19 日

関係閣僚会議

ハーグ条約を実施するための法律案作成に当たっては、下記の内容を盛り込むこととする。なお、具体的な規定の仕方については、法制上の問題も考慮した上で検討する。

### ■中央当局の任務

1. 中央当局は、外務省に設置する。
2. 子の返還に関する援助の申請に対し、中央当局は次の任務を行う。
  - (1) 子の所在の特定に関すること。
  - (2) 子に対する虐待その他の危害を防止するため、必要な措置を講ずること。
  - (3) 子の任意の返還又は当事者間の解決をもたらすために助言すること。
  - (4) 司法上の手続を含め我が国の国内法制につき必要な情報を提供すること。
3. 中央当局は、2. の任務を遂行するため、必要があると認める場合は、関係行政機関の長に対し、資料又は情報提供その他必要な協力を求めることができる。
4. 子との面会交流に関する援助の申請に対し、中央当局は必要な事務を行う。
5. 子の返還に係る規定は、条約の規定を踏まえ、条約が我が国について効力を生じた後に生じた事案についてのみ適用するものとする。

### ■子の返還命令に係る手続

1. 子の返還命令のための裁判手続を新設する。
2. 子の返還拒否事由
  - (1) 子に対する暴力等  
子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（「暴力等」）を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子が更なる暴力等を受けるおそれがあること。
  - (2) 相手方に対する暴力等  
相手方が、申立人から子が同居する家庭において子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子と共に帰国した相手方が更にかかる暴力等を受けるおそれがあること。
  - (3) 相手方が子と共に帰国することができない事情等  
入国できない、逮捕・刑事訴追のおそれがある、帰国後の生計維持が困難等の事情があるため相手方が常居所地国において子を監護することができず、かつ、相手方以外の者が子を常居所地国において監護することが子の利益に反すること。
  - (4) 包括条項  
その他子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

